

「高知市地域包括支援センター運営業務委託」公募型プロポーザルに係る
質問及び回答

「高知市地域包括支援センター運営業務委託」公募型プロポーザル実施要領等に係る質問及び回答は以下のとおりです。

質問番号	質問事項	質問内容	回答
1	公募要領等での対応部分 (生活支援コーディネーターについて)	ページ4 ページ 該当箇所 イ・生活支援 コーディネーターとなるための 必要な研修とはどのような 研修ですか？高知市で受け られますか？	生活支援コーディネーターとなるための要件とされる必要な研修はありません。 地域支援事業実施要綱では、役割として資源開発やネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングが挙げられております。
2	公募要領等での対応部分 (認知症初期集中支援チームについて)	ページ4 ページ 該当箇所 ⑥認知症総合支援 事業に関する業務 認知症初期集中支援チームを 設置するにあたり、チームメ ンバーの構成や人数はどのよ うな決まりがありますか？地 域包括支援センター職員のみ でかまいませんか？必要な研 修とはどのような研修です か？高知市で受けられます か？また、市の指定する認知 症初期集中支援チーム医と は、現在委託しているチーム 医が継続となりますか？新た にチーム医の選定はありませ るか？当法人の医療機関の精 神科医師でも可能ですか？	①認知症初期集中支援チーム員の要件は地域支援事業実施要綱により、以下の要件を全て満たすものとされております。 地域支援事業実施要綱抜粋 ・医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、介護支援専門員又はこれらに準ずる者であり、かつ、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有すると市町村が認めたもの ・認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者 また、チーム員は国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識・技能を修得するものとする。 ただし、やむを得ない場合には、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容を共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする。 このため、要件を満たす職員を2名以上配置いただく必要があります。 ②地域包括支援センター職員のみでかまわないか。

			<p>高知市地域包括支援センター運営業務委託仕様書の⑥ 認知症総合支援事業に関する業務に記載しているとお り、「認知症初期集中支援チーム員は地域包括支援セン ター職員が兼務するものとし、必要な研修を受講するこ と。」としておりますので、別途配置する必要はありません。</p> <p>③必要な研修とは、高知市で受けることができるか。</p> <p>必要な研修は国立研究開発法人国立長寿医療研究セン ターが実施する認知症初期集中支援チーム員研修であ り、平成 31 年度は 5 回開催される予定となっております。</p> <p>開催場所は北海道札幌市、東京都、兵庫県神戸市、福 岡県福岡市で、高知市内では開催しておりません。</p> <p>④市の指定する認知症初期集中支援チーム医について は、現在委託しているチーム医が継続となるか。</p> <p>認知症初期集中支援チーム体制については、今回の地 域包括支援センター委託に伴い見直すこととしており、 チーム医については現在検討中です。</p> <p>⑤新たにチーム医の選定はありますか。当法人の医療機 関の精神科医師でも可能ですか。</p> <p>今回の地域包括支援センター委託に伴い体制を見直す こととしており、医師の選定も含め検討しております。</p> <p>なお、医師については以下の要件を満たす方を市で指 定する予定となっております。</p> <p>地域支援事業実施要綱抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める 専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる 業務とした 5 年以上の臨床経験を有する医師いずれかに 該当し、かつ認知症サポート医である医師 1 名とする。 <p>ただし、上記医師の確保が困難な場合には、当分の間、 以下の医師も認めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める 専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる 業務とした 5 年以上の臨床経験を有する医師であって、 今後 5 年間で認知症サポート医研修を受講する予定のあ るもの。 ・認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療 に 5 年以上従事した経験を有するもの（認知症疾患医療 センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。）
3	<p>公募要領等での対応部分 (認知症地域支援推進員について)</p>	<p>ページ 5 ページ 該当箇所 オ・認知症地域支</p>	<p>認知症地域支援推進員となるための要件とされる研修は ありません。</p>

		<p>援推進員の設置について</p> <p>認知症地域支援推進員の設置するにあたり、経験のある看護師を配置する予定としていますが、必要な研修等がありますか？</p>	<p>地域支援事業実施要綱において研修会や関係者によるネットワーク会議等の機会を通じて、推進員の活動を行う上で有すべき知識の確認と資質の向上に取り組むものとするされており、高知県による研修会も開催されております。</p>
4	<p>公募要領等での対応部分</p> <p>(窓口開設時間について)</p>	<p>ページ 7ページ</p> <p>該当箇所 窓口開設時間は、午前8時30分から午後5時15分とする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は休日とすることができる。とありますが、これは変更する事は可能ですか？法人としては、午後5時30分まで、また年末は12月30日まで就業しています。</p>	<p>地域包括支援センター運営業務は高知市との連動が不可欠となりますので、高知市の業務時間である午前8時30分から午後5時15分までを窓口開設時間として確保してください。また、高知市の休業日は左のとおりですので、高知市の全業務日において窓口開設したうえで、休日の設定を行ってください。</p>
5	<p>公募要領等での対応部分</p> <p>(主任介護支援専門員について)</p>	<p>ページ 8ページ</p> <p>該当箇所 主任介護支援専門員の配置時期等を含めた配置に関する計画書を作成し、可能な限り早く配置することとありますが、地域包括支援センターのケアマネージャーは総合事業のケアプランを立てると聞いています。件数が少ないようですが、プランを立てずとも地域包括支援センターに勤務していれば主任ケアマネを取得する為に足りない年数にカウントされますか？</p>	<p>高知市の地域包括支援センター体制としてケアプラン作成に係る業務については(仮)ケアマネジメントプラン作成部門を設置し、高知市が雇用するケアマネージャーにより大部分を担うことを計画しておりますが、地域包括支援センターにおいても一定件数担っていただくこととなりますので、ケアプランを全く立てないということにはならないところです。</p> <p>このため、主任介護支援専門員資格取得に必要な年数にカウントされることとなります。</p>